

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 渡辺 正和

岩手県人事委員会規則第12号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年岩手県人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第2条、第3条関係）			別表（第2条、第3条関係）		
	組織	職員		組織	職員
	[略]			[略]	
知事の事務部局	本庁	企画理事 部長 会計管理者 I L C推進局長 出納局長 理事 技監 統括企画指導監 統括技術企画指導監 副部長 副局長 担当技監 室長 首席調査監 首席ふるさと振興監 首席少子化対策監 首席 I L C推進監 首席企画指導監 首席技術企画指導監 総括課長 総括調査監 調査監 儀典調整監 総務事務センター所長 総括危機管理監 医師支援推進監 競馬改革推進監 会計指導監 課長及び担当課長（部局等若しくは出納局又は室課等の人事、給与又は服務に関する事務を総括する者に限る。） 秘書課の特命課長 法務・情報公開課長 総務室の特命課長 職員育成課長 給与人事担当課長 組織担当課長 人事課の特命課長 調査担当課長 予算担当課長 財政課の特命課長 経営推進担当課長 行財政企画担当課長 管財課の管理担当課長及び特命課長 職員福祉担当課長 審査課長 主任主査及び主査（部局等又は出納局の主管室課等において人事、給与又は服務に関する事務を担当する者に限る。） 政策企画部の主任主査及び主査（調査に関する事務を担当する者に限る。） 秘書課の主任	知事の事務部局	本庁	企画理事 部長 会計管理者 I L C推進局長 出納局長 理事 技監 統括企画指導監 統括技術企画指導監 副部長 副局長 担当技監 室長 首席調査監 首席ふるさと振興監 首席少子化対策監 首席 I L C推進監 首席企画指導監 首席技術企画指導監 総括課長 総括調査監 調査監 儀典調整監 総務事務センター所長 総括危機管理監 医師支援推進監 競馬改革推進監 会計指導監 課長及び担当課長（部局等若しくは出納局又は室課等の人事、給与又は服務に関する事務を総括する者に限る。） 秘書課の特命課長 法務・情報公開課長 総務室の特命課長 職員育成課長 給与人事担当課長 組織担当課長 人事課の特命課長 調査担当課長 予算担当課長 財政課の特命課長 経営推進担当課長 行財政企画担当課長 管財課の管理担当課長 <u>県庁舎再整備担当課長</u> 管財課の特命課長 職員福祉担当課長 審査課長 主任主査及び主査（部局等又は出納局の主管室課等において人事、給与又は服務に関する事務を担当する者に限る。） 政策企画部の主任主査及び主査（調査に関する事務を担当す

		主査及び主査（秘書の事務を担当する者に限る。） 総務室の主任主査及び主査（法務に関する事務を担当する者に限る。） 人事課の主任主査及び主査並びに人事又は給与に関する事務を担当する主任及び当該事務の企画を担当する主事 財政課の主任主査及び主査（財政改革又は予算調製に関する事務を担当する者に限る。） 行政経営推進課の主任主査及び主査（行政経営又は行財政改革に関する事務を担当する者に限る。） 管財課の主任主査及び主査（庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。）並びに守衛長
出 先 機 関	広域振興局	[略]
	東京事務所	[略]
	[略]	
教育委員会事務局等	[略]	
機 関	教 育	[略]
	美術館	[略]
	野外活動センター	所長 次長
	中学校	[略]
	[略]	
人事委員会事務局	事務局長 総括課長 担当課長 主任主査 主査 主任 主事（公平審査を担当する者に限る。）	
[略]		

		る者に限る。） 秘書課の主任主査及び主査（秘書の事務を担当する者に限る。） 総務室の主任主査及び主査（法務に関する事務を担当する者に限る。） 人事課の主任主査及び主査並びに人事又は給与に関する事務を担当する主任及び当該事務の企画を担当する主事 財政課の主任主査及び主査（財政改革又は予算調製に関する事務を担当する者に限る。） 行政経営推進課の主任主査及び主査（行政経営又は行財政改革に関する事務を担当する者に限る。） 管財課の主任主査及び主査（庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。）並びに守衛長
出 先 機 関	広域振興局	[略]
	県税センター	所長
	東京事務所	[略]
	[略]	
教育委員会事務局等	[略]	
機 関	教 育	[略]
	美術館	[略]
	中学校	[略]
	[略]	
人事委員会事務局	事務局長 総括課長 担当課長 <u>特命課長</u> 主任主査 主査 主任 主事（公平審査を担当する者に限る。）	
[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。